

# 平成15年岩美町訓令第8号

## 岩美町若年勤労者世帯家賃補助金交付細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、岩美町若年勤労者世帯家賃補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、岩美町若年勤労者世帯家賃補助金交付制度の実施の細目を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この細則における用語の意義は、要綱に定める用語の意義と同一とする。

### (基準額)

第3条 要綱第3条第3号に定める基準額は、前年の所得とし、3,864,000円とする。

### (実質家賃負担額)

第4条 要綱第3条第5号に定める額は、月額35,000円とする。

### (家賃補助月額)

第5条 要綱第4条に定める家賃補助金月額は、実質家賃負担額から前条に定める額を控除した額とする。ただし、家賃補助金月額の上限は、10,000円とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

### (家賃補助の申請)

#### (交付申請の書類)

第6条 要綱第6条第1項に定める申請に必要な書類は、岩美町若年勤労者世帯家賃補助金交付申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる書類とする。

(1) 住民票（夫婦又は同居者全員）

(2) 戸籍謄本

(3) 所得証明書（ただし、当該年度の所得証明書が発行されるまでの間は、前年の所得金額を証する別の書類も求めるものとする。）

(4) 住宅賃貸借契約書の写し

(5) 住居手当支給証明書（様式第2号）（住居手当を受けてい

る夫婦及び同居者全員)

(6) 町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものに滞納がないことの確認調査を行うことへの同意書(様式第11号)

(7) 申請日の属する年の前年の1月1日に町外に住所がある場合は、夫婦及び世帯員が納税義務を負う前住所地である市区町村において税金の滞納がないことを証明する書類

(8) 自治会加入証明書(様式第12号)

2 町長が特に必要と認めたときは、前項で定める以外の書類を申請者に求めることができる。

(交付決定、交付決定の変更又は取り消し等)

第7条 要綱第7条及び第11条第1項に定める交付決定、交付決定の変更又は取消は、次に掲げる通知書により申請者に通知する。

(1) 家賃補助金交付決定通知書(様式第3号)

(2) 家賃補助金交付決定変更通知書(様式第4号)

(3) 家賃補助金交付決定取消通知書(様式第5号)

(4) 家賃補助金交付決定取消通知書兼補助金返還通知書(様式第6号)

2 補助の開始月は、申請日の属する月の翌月からとする。ただし、申請日がその月の1日(町の休日にあたるときは、その後においてその日に最も近い町の休日でない日)である場合は、申請のあった月を開始月とすることができる。

3 原則として毎年度5月31日までに、要綱第6条第6項に規定する申請を行ったときは、第2項にかかわらず、当該年度の4月を補助の開始月とすることができる。

4 交付の変更は、補助金額が減少する場合は、交付変更の原因となつた事実の発生した日が、その月の末日である場合は翌月から行い、末日以外である場合は当該月から行う。また、補助金額が増加する場合は、交付変更の原因となつた事実の発生した日又はその事実を届け出た日のいずれか遅い日が、その月の1日である場合は届出日の属する月から行い、2日以降である場合は届出日の属する月の翌月から行う。

(家賃補助金の請求、交付)

第8条 要綱第8条第1項に定める補助金の請求は年2回とし、第

1回目は、4月から9月分までの家賃に属するものを10月1日から10月15日までに、第2回目は、10月から3月分までの家賃に属するものを3月5日から4月5日までに、家賃補助金交付請求書（様式第7号）に家賃支払申告書兼確認書（様式第8号）を添えて請求する。

2 要綱第8条に定める家賃補助金の交付は、前項に定める請求の区分に応じて行うものとする。

（補助世帯の報告義務）

第9条 要綱第9条に定める異動等に伴う届出は、家賃補助金異動事項届出書兼変更交付申請書（様式第9号）に当該異動等を証する書類を添付して行うものとする。

（補助金の返還）

第10条 要綱第11条第2項に定める補助金の返還は、家賃補助金返還命令書（様式第10号による。）

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この細則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

この細則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この細則は、令和4年3月15日から施行する。